

金融上の取扱に不均衡を生じ、FOB建取引が不円滑となる惧がある等の実情に鑑み、邦船利用の促進、外貨節約等の趣旨から輸入貨物の海外運賃及び保険料関係手形についても貿易手形制度を準用することとし、手形期間は運賃又は保険料の支払日から輸入貨物の積込時を基準として輸入手形決済資金関係手形の場合と同一の方法により算定した期日迄の期間とすることとした。

(イ) その他の輸入諸掛資金関係手形

従来通りスタンプ手形制度を適用し、手形期間は原則として二ヶ月以内とした。

(ロ) 本行における取扱方

輸入手形決済資金関係手形、輸入貨物海外運賃及び保険料関係手形は割引適格貿易手形として割引に依り得ることとし、割引の日から手形期日迄の間が三ヶ月を超える手形についても内規第六十二条の「特定ムル場合」として割引に依り得ることとした。

その他の輸入諸掛資金関係手形は従来通りスタンプ手形として担保貸付に依り得る扱である。

(三) 本措置実施による金利負担の変化

信用状開設より輸入手形到着迄の期間(甲段階)を二ヶ月、輸入手形到着後の貸付期間(乙段階)を三ヶ月とした場合の金利負担を従来の外国為替貸付制度によつた場合と改正措置によつた場合とを比較すると次り通りである。

	従来の外国為替貸付による場合 (年利)		改正措置による場合 (年利)	
	銀行	顧客	銀行	顧客
甲段階	二・〇%	二・五%	二・〇%	二・五%
乙段階	四・〇%	五・〇%	五・八四	七・三
通算	三・二	四・〇	四・三〇四	五・三三八
実数	一三三・三三三	一六六・六六	一七九・三三三	二二四・一六
	(一) 万弗につき			

(註) 甲段階の金利は年四%であるが、甲段階の貸付金額(輸入信用状開設保証金)が信用状金額の五〇%となつてゐるので右表では乙段階の貸付金額を基準として年二%とした。

【昭和二十六年十一月五日】

十二月

通貨発行限度の変更について

十二月十五日第十五回通貨発行審議会が開催され、年度末迄の資金需給見透、通貨発行限度等につき検討された。

資金需給見透によれば年度末通貨発行高は四、七〇〇億円と推定されており、今後の通貨発行高が年末を除き略新限度内で収まるよう限度を引上げる趣旨から新限度は四、七〇〇億円と決定した。

【昭和二十六年十一月十五日】

昭和二十七年分

一月

農業手形制度の改正

農業手形制度については、農家経済の現状に鑑み、従来の制度に一部の改正を加え、昭和二十七年分においても引続き実施することとなつた。改正の要点は次の通りである。

一、米、麦の統制が撤廃された場合においても本制度の運用に支障を来たことのないよう同一部落内の借入農家五人以上(小売業者より借入を行う場合において部落内五人以上の結合が困難なとき等)を得ない場合は、同一市区町村内の借入農家五人以上の連帯借入とした。(従来は単独又は共同借入の形式であり、共同借入の場合においても、債務は借入農家別の個別債務で、連帯債務とはしていなかつた。)

二、農業手形担保貸付利子歩合については、先般の本行基準利子歩合改訂の際、二十六年年度の農業手形担保貸付利子歩合を経過的措置として特に引上前の適用利子歩合(日歩一銭六厘以上)に据置いたが、本年度からは新基準貸付利子歩合(日歩一銭八厘以上)を適用することとすると共に、本制度による市中貸出金利の最高限度については、農林中金系統機関の収支状況に鑑み右引上分のうち一厘を農林中金に、一厘を末端農家に負担せしめる趣旨を以て夫々次の通り指導することとした。(括弧内は利轄)

改 正 後 現 行

本 行	日歩一銭八厘以上	日歩一銭六厘以上
農 中	日歩二銭 (二厘鞘)	日歩一銭九厘 (三厘鞘)
信 連	日歩二銭二厘 (二厘鞘)	日歩二銭一厘 (二厘鞘)
協 組	日歩二銭五厘 (三厘鞘)	日歩二銭四厘 (三厘鞘)
銀 行	日歩二銭二厘 (四厘鞘)	日歩二銭一厘 (五厘鞘)
小売業者	日歩二銭五厘 (三厘鞘)	日歩二銭四厘 (三厘鞘)

なお適用作物、適用対象資材、融資限度、融資期間並びに始期及び終期については、いづれも従来通りである外、北海道における雑穀作付農家に対する農業手形共済基金よりの貸付限度反当六百円が九百円に引上げられた。

特需関係綿製品及び毛製品の貿易手形の取扱方について

従来スタンプリ手形制度により繊維工業関係所要資金について優遇の認められた原棉及び原毛引取業者(紡績)並びに毛織專業者については貿易手形制度の適用を認めない扱となつていたが、これは輸出織維品の製造が註文生産より見込生産に移行したに伴い、業界の要望により従来からの輸出契約を基礎とする優遇措置に代えてスタンプリ手形制度のみによる優遇措置に統一する趣旨により採られたものであり、特需については若干右と実情を異にするので今後は次の取扱が認められることとなつた。

- (一) 次の各要件を満たし、已むを得ないと認められる場合には、裁量により貿易手形制度の適用又は準用を認めて差支えないこと。
- (イ) 特需(G・S・A・米軍購買機関等の発註)であること。
- (ロ) 当該受註業者の通常の見込生産品と異なるものの発註で金額的にも可成のウエイトを占めるものであること。
- (ハ) 当該受註品が当該受註業者につきスタンプリ手形制度(工業手形を除く)の適用対象となつていない原材料を相当程度使用して生産されるものであること。
- (ニ) スタンプリ手形制度の適用対象となつている原材料を使用する部分については右相当部分につき貿易手形制度の適用又は準用に当りこれを控除する取扱とし、且つ二重金融とならないよう特にその取扱に注意すること。

【昭和二十七年一月五日】

臨時金融制度懇談会の設置について

大蔵省においては昨年末金融制度の整備改善について各界権威者の意見を聴取するための大蔵大臣の諮問機関として臨時金融制度懇談会を設置し、次の諸氏に委員を委嘱した。

なお十二月二十七日の第一回会合においては今後の運営方針等について意見の交換が行われたが、懇談会の会長には前本行総裁新木栄吉氏が互選された。本年に入り一月八日及び十一日に会合が開かれ、貯蓄債券の発行について検討が行われた。

金融界

- 二見貫知雄(日本銀行副総裁) 佐藤喜一郎(全国銀行協会連合会々々長)
- 川北楨一(全国銀行協会連合会副会長) 亀山甚(全国地方銀行協会々々長)
- 湯河元威(農林中央金庫理事長) 松島準吉(全国相互銀行協会理事長)

産 業 界

- 石川一郎(経済団体連合会会長) 藤山愛一郎(東京商工会議所会頭)
- 杉 道助(大阪商工会議所会頭)
- 学識経験者
- 新木栄吉(東京電力会長) 山際正道(日本輸出銀行専務理事)

国 会

- (衆議院議員) 佐藤重遠、小坂善太郎、小山長規
- (参議院議員) 平沼弥太郎、愛知揆一、小林政夫

【昭和二十七年一月十六日】

国連朝鮮復興機関(UN・K・R・A)発註関係所要資金につき貿易手形制度準用

一九五〇年秋ニューヨークで開かれた国連総会の決議に基づいて設置された国連朝鮮復興機関(United Nations Korean Reconstruction Agency)は、本部をジュネーヴに、支部を釜山及び東京に置いて朝鮮の統一、復興に関する計画の実施に当り、本邦においても朝鮮の復興に要する物資等の発註を行つているが、外貨獲得の点において何等一般の輸出等の場合と異なる実情に鑑み、同機関の発註に係る物資の製造、加工、蒐荷又は役務の提供に要する資金について韓国動乱に伴う米軍購買機関発註関係所要資金の場合と同様の方式により貿易手形制度を準用することとなつた。

なお発註担当官の指定は行わず、国連朝鮮復興機関の名において発註されるものはすべて貿易手形制度を準用する扱である。【昭和二十七年一月十六日】

二 月

特別定期預金及び特別金銭信託の実施並びに「経済自立特別貯蓄運動」の実施

各界予ての要望であつた特別定期預金及び特別金銭信託（所謂無記名定期預金等）は、二月十一日より二年振りに復活実施されることとなり、二月二日大蔵省銀行局長通牒を以つて関係金融機関へ通達された。本件は、証書を無記名にする代りに、利子については源泉選択課税方法により五〇%の税金が源泉徴収されるが、割増金附定期預金と結びつくことにより、無記名、非課税の預金を取扱えることとなるので、貯蓄増強上当面最も有効な措置としてその成果が期待される。

次にこの機を捉え、本行は大蔵省と共催で二月十一日より三月末日まで本年度最後の特別貯蓄運動として「経済自立特別貯蓄運動」を全国に展開するが、総裁は、四日本行で開かれた東京都貯蓄推進委員会に臨席され、「オーパーローンの問題についても、世上イージーな考え方が行われているようだが、資本の蓄積という地道な常道以外に解決の途はないし、又これで必ず達成し得る自信がある。自分も許す限り地方へ出掛け、日本経済の実情を国民一人一人と膝つき合せて話しあいたい。無記名定期預金の復活を機に、金融関係者は貯蓄の増強に心身をなげすめて努力し成果を挙げられたい」と激励された。【昭和二十七年二月五日】

本邦為替銀行が業者のため特需代金を見返りとして外国銀行より外貨を借入れ、これを外国為替管理委員会へ売却してその円貨代り金を業者に支払い、業者はこれによつて貿易手形を返済するといふ、所謂特需代金見返りの外銀フアシリテイの使用は昨年末迄に二〇六億円（昨年末残高三億円）に達しているが、このフアシリティ使用に伴い必要とする外国為替管理委員会の円資金量を軽減する趣旨より今後特需金融については次の要領によつて原則として貿易手形により調達せしめることとなつた。

(一) 手形期間（四ヶ月以内の必要最短期間）は実情に即して査定すると共に、支払遅延等のため手形期限の延長を要するものについては四ヶ月の範囲内において切替を認めてなるべく外銀フアシリテイを利用する必要がない様にする。

(二) 契約から代金受領迄の期間が四ヶ月を超えることが已むを得ないと認められる場合には所定の手続により手形期間を延長して手形切替を認める措置を講ずること。

なお今後特別の理由により右取扱を受けることが困難な場合等已むを得ない場合の外原則として外銀フアシリテイの使用を認めないこととした。又韓国動乱関係貿易手形の本行における取扱は従来通り三ヶ月以内に満期の到来するもの（但し役務関係を除く）については再割扱とし、三ヶ月を超ゆるものは担保貿易手形として取扱うものである。【昭和二十七年二月五日】

磅地域及びオープン勘定地域よりの輸入促進のための金融措置について
英磅資金及びオープン勘定にかゝる外貨資金の累積に対処し、磅地域並びにオープン勘定地域からの輸入促進のため、左の要領によつて二月十八日より外国為替貸付を実施することとなつた。

(一) 貸付方式 外国為替銀行（以下為替銀行という。）の輸入手形等決済に必要とする外貨資金を本行が外国為替管理委員会（以下委員会という。）から買入れ、為替銀行に貸付けるものとし、オープン勘定については、本行が為替銀行のために決済して、為替銀行に対する外国為替貸付とする。

(二) 貸付の対象

- (イ) 棉花、鉄鉱石、強粘結炭
- (ロ) 合理化に必要な機械装置、船舶

(三) 貸付期間 船積書類到着後原則として一年以内の必要最短期間とする。

(四) 利息の徴収

(イ) 利息は年四分以上とし、延滞利息は年一割一分とする。（為替銀行が顧客に対し貸付けるときの利鞘は年一分を超えない様に指導するものとする。）

(ロ) 徴収方法 貸付元本の返金の際、後取の方法により徴収する。

(五) 担保

(イ) 為替銀行が輸入業者から徴求する輸入業者振出、需要者支払並びに引受、為替銀行受取、支払期日を原則として振出日から一年以内の確定日付とする為替手形を差入れさせることとし、右担保は必要に応じ為替銀行に代理占有させ得るものとする。

(ロ) その他必要ある場合は国債、社債等を担保として徴求し得るものとする。

(内) 適用為替相場 本貸付制度の運用に關する本行と委員会との英磅資金の売買に適用する外国為替相場は、売買とも一英磅につき一、〇〇八円とし、本行と為替銀行との間のオープン勘定にかゝる外貨債権の決済相場は、本行が為替銀行から予約の譲渡を受けてこれを実行したときに適用した相場と同一の相場とする。

【昭和二十七年二月二十五日】

三 月

磅地域及びオープン勘定地域よりの輸入促進のための金融措置の適用品目の追加について

磅地域及びオープン勘定地域よりの輸入促進のための金融措置として本行において外国為替貸付を実施することは本短信(二月二十五日附)を以てお知らせしたが、この程その適用品目に燐鉱石、屑鉄、ガス用炭を追加することゝなつた。

【昭和二十七年三月二十五日】

国民貯蓄組合預金等の非課税限度の引上げ並びに郵便貯金の預入限度及び金利改訂等について

政府においては最近の情勢に鑑み、貯蓄の増強、特に小額貯蓄優遇の見地から「国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案」並びに「郵便貯金法の一部を改正する法律案」を今次国会に提出、この程衆参両院を通過し、いずれも四月一日より実施されることゝなつたが、その改正要旨は次の通りである。

(一) 国民貯蓄組合預金等関係

(イ) 利子所得等に対する非課税限度現行元本三万円までを十万円までに引上げる。

(ロ) 国民貯蓄組合の組合員は二以上の組合に加入出来ないことゝする。

(二) 郵便貯金関係

(イ) 貯金総額の制限額現行三万円までを十万円までに引上げる。

(ロ) 利率の引上げ

(1) 通常郵便貯金 年三分九厘六毛(二分二厘引上げ)

(2) 積立郵便貯金 年四分二厘 (一分八毛引上げ)

(3) 定額郵便貯金

改 正

現 行

期間二年超	年六分	期間 五年超 年四分
期間一年六ヶ月超二年以内	年五分四厘	期間 四年—五年 年三分七厘
期間一年超一年六ヶ月以内	年四分八厘	期間 三年—四年 年三分五厘
期間一年以内	年四分二厘	期間 二年—三年 年三分三厘
(イ) 積立郵便貯金の預入金額を百円以上四千元以下とする。(現行百円以上千二百円以下)	期間一年以内	年三分
(ロ) 定額郵便貯金の預入金額を百円、二百円、三百円、五百円、千円、三千円、五千元、一万元の入種とする。(現行百円、二百円、三百円、五百円、千円、三千円の六種)	【昭和二十七年三月二十五日】	

四 月

別口外国為替貸付制度の改正について

磅地域及びオープン勘定地域よりの輸入促進の為実施された別口外国為替貸付制度については、本短信(二月二十五日附、三月二十五日附)を以てお知らせしたが、今般産業合理化促進の見地より次の通り改正され四月十五日より実施されることゝなつた。

(一) 非地域から基礎資材のコスト引下のための合理化に必要な技術(特許権、設計図等)及び機械を輸入する場合、個々に審査の上次の条件によつて本貸付を適用する。

なお審査の基準としては、特に非地域からの輸入を必要とするものに貸付の対象を限定する。

(イ) 貸付期間

輸入手形等到着後又は最終送金後原則として一年以内とするが、特別の事情ある場合は、最長三年迄認め得るものとする。

(ロ) 利 息

年五分とする。(業者負担年六分以内)

(二) 磅地域及びオープン勘定地域から合理化に必要な技術及び機械(従来は「機械装置」に限られていたが、新に「技術」を加える)を輸入する場合の本貸付の条件を次の通り改める。

(イ) 貸付期間

(一) の(イ)と同様とする。(従来は「原則として一年以内の必要最短期間とする」と規定するに止つた。)

(ロ) 利 息

年三分とする。(業者負担年四分以内。なお従来は為替銀行年四分、業者年五分以内。)

(三) 経過措置

(一) 及び(二)による技術、機械については、四月十五日以前に既に信用状等を開設し又は一部送金を行ったものについても、未だ輸入手形等の決済又は送金を了らない分については本貸付の適用を認め得ることとする。

【昭和二十七年四月二十五日】

五 月

昭和二十七年度購辦手形に引続き本行スタンプ手形制度を適用

購辦資金金融の特殊性に鑑み昭和二十七年生糸年度においても器械生糸製造業者、蚕種製造業者及び輸出玉糸指定製造業者が購辦資金調達のため振出す手形につき左の点を改正の上、引続き本行スタンプ手形制度の適用を認め得ることとなつた。

なお手形期間は従来通り七ヶ月以内の必要最短期間である。

(一) スタンプ押捺限度は実際取極額(簽入諸費の一部として生繭一貫当り三〇円の加算を認める)の八五%とするが、右押捺限度は種繭を除き、繭糸価格安定法に定める標準生糸の最高価格より逆算して得られる繭掛目の八五%を超えないこととする。

(二) 輸出玉糸指定製造業者が玉繭の外、玉糸製造に必要な上繭を購入する場合においても、一定の条件を充す場合には実情に応じスタンプ手形制度の適用を認め得ることとする。

【昭和二十七年五月十五日】

弗地域よりの鉄鉱石及び強粘結炭につき別口外国為替貸付制度を適用

曩に磅貨及び特別決済勘定債権の累積に対処し、原材料輸入の弗地域より他地域への転換を図るため、別口外国為替貸付制度を実施し、その後基礎素材のコスト引下げのための合理化に必要な技術、機械については弗地域からの輸入に對しても右制度を適用することとしたが、(一)鉄鋼原材料についてはなお弗地域よりの輸入に依存せねばならぬ部分が可成り残されており、これらは運賃等の関係から磅地域よりの輸入に比して必ずしも低廉でないこと。(二)鉄鋼のコスト中原材料の占める比率が大きく特に原材料の中鉄鉱石及び強粘結炭について、その輸入コストを引下げのために特別の措置をとる必要があること等に鑑み今般弗地域よりの鉄鉱石及び強粘結炭について左の要領により別口外国為替貸付制度の適用を認めることとなつた。

(一) 貸付の対象 鉄鉱石及び強粘結炭を輸入する場合における輸入手形等決済のための外貨資金及び輸入代金送金(前払を含む)のための外貨資金とする。

(二) 貸付期間 輸入手形等到着時より六ヶ月以内の必要最短期間。但し、輸入貿易手形制度で四ヶ月適用地域より輸入の場合は七ヶ月以内の必要最短期間。

(三) 金 利

為替銀行負担 年四分

業者負担 年五分

【昭和二十七年五月十五日】

短資取引担保株式預り証規程等の改正について

最近の株式市場及び増資の状況に鑑み日本証券金融及び大阪証券金融の両社(以下証金という)を通ずる証券金融の順便に資するため、今般関係者の間で次の措置がとられることとなつた。

(一) 証金の一般貸付の資金は従来市中銀行よりの協調融資によることとなつていたが、それも既に略々限度に達しているため、株式預り証によりコール市場より取入れた資金(従来は専ら市場貸付のための資金に充てる建前となつて)を一般貸付の資金にも充てること。

(二) 右に伴い証金の担保線を緩和するため、東京及び大阪の両証券取引所(以下取引所という)が株式預り証を発行する株式の銘柄に信用取引銘柄以外の九〇銘柄を追加すると共に左の要領により「短資取引担保株式預り証規程」を改正すること。

- (1) 従来取引所は証金より寄託を受けている特定の株式毎に株式預り証を発行していたのを、株式預り証額面総額が寄託を受けている株式全体の時価を超えない範囲内において株式預り証を発行し得ることとする。
- (2) 従来株式預り証所持人は取引所に対し当該株式預り証記載の銘柄、株数の株式の引渡を請求する権利を持つていたのを、請求の時における時価により株式預り証の額面金額に相当する価額の株式の引渡を請求する権利を持つものとすること。(但し引渡株式の銘柄は取引所が選定)
- 又右に伴い本行が株式預り証を証金振出手形の附随担保として受入れる場合の取扱手続につき所要の改正を行った。

【昭和二十七年五月十五日】

六 月

国民貯蓄債券の発行について

政府においては国民貯蓄債券の発行により浮動購買力を吸収して国民貯蓄の増強を図るとともに、これによつて得た資金を電源開発を中心とする資源開発その他経済再建に緊要な産業建設資金に運用する目的を以て国民貯蓄債券法案を今次国会に提出、衆参両院を通過して、六月二日公布施行されたが、その概要は次の通りである。

- (一) 発行主体 政府。発行収入金は資金運用部において管理する。
- (二) 発行限度 毎年度発行残高の増加額が一〇〇億円(売出価額)を超えない限度内において発行する。
- (三) 発行条件
- (イ) 無記名とする。
- (ロ) 額 面 一万円以下とし割引の方法により売出すものとする。
- (ハ) 応募者利廻 一般の金利水準と均衡を失しないよう定める。
(最終利廻は五ヶ年の複利で年六分九厘六毛を予定している)
- (ニ) 償還期限 五年
- (ホ) 割増金 抽籤により割増金を附することが出来る。割増金には所得税を課さない。(実際には割増金を附けない方針である)
- (四) 中途買上 所持人の請求によつて買上に応ずる。(六ヶ月経過後買上に応じ買上価額は次の六ヶ月間迄は売出価額と同額とする予定である)

- (五) 取扱機関 郵便局(売出の外債還、買上等の事務も取扱わせる)
なお相互銀行、信用金庫その他政令で定める金融機関(目下の処
県信連を予定)並びに証券業者に売却事務を委託することが出来る。
- (六) 本行への事務の委任 事務の一部を本行に委任出来ることとなつては、その取扱手続は大蔵省令で定められる予定である。

長期信用銀行法について

政府においては長期金融の円滑を期し、併せて銀行業務の分化による金融制度の整備に資するため長期信用銀行制度を確立することとし、さきに長期信用銀行法案を今国会に上程していたが、この程通過成立、六月十二日公布された。右法律の概要は次の通りである。

【昭和二十七年六月五日】

- (一) 資本の額 五億円以上の株式会社
- (二) 商 号 商号中に「銀行」という文字を用いなければならない。
- (三) 業 務
- (イ) 設備資金又は長期運転資金に関する貸付、手形の割引、債務の保証又は手形の引受
- (ロ) 右の外設備資金、長期運転資金以外の不動産担保長期資金貸付(期間六ヶ月超)
- (ハ) 受入れた預金及びこれに準ずるものの合計額を限度とする短期資金(期間六ヶ月以下)に関する貸付、手形の割引、債務の保証又は手形の引受
- (ニ) 有価証券の応募その他の取得、但し社債その他の債券(政府保証のものを除く)、株式又は出資証券については、売出の目的で取得する場合を除く
- (ホ) 預金の受入、但し国若しくは地方公共団体又は貸付先、社債募集の委託会社その他の取引先からの預金の受入に限る。
- (ヘ) 為替取引
- (ト) 地方債又は社債その他の債券の募集の受託
- (チ) 担保付社債に関する信託業
- (四) 債券の発行 資本及び準備金(自己資本)の二十倍を限度として債券を発行することができる。但し既存債券発行銀行から転換したものを除く長期信用銀行

に限り営業免許日より五年間は自己資本の三十倍を限度として債券を発行することができる。

- (五) 本法の施行日 本法公布後一年以内で政令で定める。
- (六) その他

(イ) 既存債券発行銀行からの転換

長期信用銀行に転換する既存債券発行銀行は本法施行日迄にその希望を届ければ(資本金五億円以上なることを要す)新たに免許を要しない。

(ロ) 「銀行等の債券発行等に関する法律」の廃止

「銀行等の債券発行等に関する法律」は本法施行と同時に廃止する。但し同法に基き発行されている債券、優先出資及び優先株については本法施行後も同法は効力を有する。

(ハ) 国による優先株の引受

当分の間、国は長期信用銀行が発行する議決権なき優先株を引受けることができる。

(ニ) 貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営

長期信用銀行に貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営を認める。

【昭和二十七年六月十六日】

弗地域よりの輸入に対する別口外国為替貸付の適用品目の拡張について

現在弗地域よりの輸入に対する別口外国為替貸付の適用品目としては基礎素材のコストを引下げるための合理化に必要な技術(特許権、設計図等)及び機械並びに鉄鉱石、強粘結炭が認められているが、今般右以外の品目についても政策委員会において特に承認したものについては本貸付を適用することに決定された。

【昭和二十七年六月二十五日】

貸付信託法について

政府においては貸付信託制度を確立して、一般投資者による産業投資を容易にし、資源の開発その他緊要な産業に対する長期資金の供給を円滑にする目的で貸付信託法案を今国会に提出中のところ、この程通過成立し、六月十四日公布施行された。その概要は次の通りである。

(一) 貸付信託の定義

受託者(信託業務を営む銀行)が大蔵大臣の承認を受けた信託契約に基き多数

総務部短信 昭和二十七年分

の委託者から信託された資金を資源開発その他緊要産業に対する長期資金の供給のため貸付又は手形割引の方法によつて合同運用するものであつて、その契約に基き受益権を受益証券によつて表示するものとする。即ちこれは形式上は受託者を信託銀行、委託者兼受益者を受益証券の所持人とする合同運用指定金銭信託である。

(二) 受益証券

○無記名 但し受益者の請求により記名式とすることが出来る。

○券面金額 法文上では規定していないが信託約款に記載させ、その種類は百万円、十万円、一万円、五千円を予定。

○配 当 実績配当とする。

(三) 信託契約

(1) 予め大蔵大臣の承認を受けた信託約款に基いて締結することを要する。

(2) 信託契約の期間は一年以上でなければならぬ。但し本法施行の日より一年を限り一年以上のものを認める。

(3) 元本について補償の契約をすることができる。

(四) 資金の使途

貸付信託によつて徴収した資金は大蔵大臣の承認を受けて決定された緊要産業に対する資金の貸出に限定する。

(五) 受託者の受益証券の買取

受託者は受益者よりその受益証券買取りの請求があつたときは、その証券が発行後一年以上経過している場合に限り、その固有財産を以て時価によりこれを買取ることができる。

(六) 特別留保金の積立

受託者は貸付信託について元本に損失を生じた場合これを補填する契約をしたときは、その補填に充てるため、当該貸付信託の収益の計算の時期毎に、その収益のうちから別途政令で定める特別留保金を積立て、当該貸付信託の信託財産に留保しなければならない。

(七) 税法上の取扱

受益証券の配当に対しては、合同運用信託の利益とみなして源泉徴収二〇%の所得税を課する。

【昭和二十七年六月二十五日】

割増金附貯蓄運用方針の改正について

割増金附貯蓄は、貯蓄増強上の有力な方法として広く金融機関にとり上げられ、特に定期性預貯金の吸収策として効果をあげているが、他面抽せんに伴う射倂心の助長或いは公開抽せんに伴う華美な行事等に対しては兎角の批判もあるもので、今般大蔵省においては従来の運用方針の一部を改正して、その取扱を一層堅実にすると共に時節柄取扱金融機関の自爾方を要望した。

右改正の要点は次の通りである。

- (一) 割増金附貯蓄は当分の間原則として定期預貯金及び定期積金の二種類に限定し、定期預貯金の最低預入金額を銀行千円、銀行以外五百円、定期積金の給付金額の最低限度を千円とする。(従来は、金銭信託、無尽等にも認められ、定期預貯金の最低預入金額は銀行五百円、銀行以外三百円であった。定期積金の給付金額の最低限度には変更なし。)
- (二) 取扱期間を原則として三ヶ月以内(従来二ヶ月以内)に延長する。
- (三) 割増金の最高額を五〇万円(従来百万円)に引下げる。
- (四) 割増金品を金銭一本に限定(従来物質として手提金庫、ラジオ等を附けた例もあつた。)する。
- (五) 二重賞、サービス賞を禁止する。
- (六) 公開抽せんは、原則として取扱金融機関の店舗内で執行することとし、やむをえず劇場等を利用する場合にも華美に流れないよう一層自粛し、抽せん本位に努めるものとする。

【昭和二十七年六月二十五日】

七 月

技術及び機械の輸入に対する別口外国為替貸付手続の制定実施について

別口外国為替貸付の適用品目のうち弗地域よりの基礎素材のコスト引下げのための合理化に必要な技術(特許権、設計図等)及び機械並びにスターリング地域及び特別決済勘定地域よりの合理化に必要な技術及び機械については、さきにその貸付期間を特別の事情がある場合には三年まで認め得ることに、又右輸入のための信用状を開設した場合には買為替予約を強制しないことに夫々決定されたので、今般その貸付の取扱方を概要次の通り改正し、現行の「別口外国為替貸付手続」とは別に「別口外国為替貸付手続(技術及び機械の場合)」を制定実施された。

- (一) 貸付期間が一年を超える場合は、一年目毎に為替銀行から提出を受けた確定日払外貨約束手形の書替を行い、従つて利息も右の手形の書替毎に徴収する。
- (二) 担保手形は、従来の邦貨手形を外貨手形に改める。
- (三) 輸入業者が必要者に輸入貨物を引渡した後において、需要者支払の単名手形の提出を受けたときは、貸付時に担保として差入を受けている輸入業者振出、需要者支払及び引受、為替銀行受取の為替手形との担保交換を行い得ることとする。
- (四) 貸付期間が一年を超える場合は、為替銀行から提出を受けている外貨約束手形の書替と同時に貸付時に差入れられた担保手形又は、(三)により交換差入を受けた担保手形と需要者支払の単名手形との担保の交換を行うものとする。

【昭和二十七年七月五日】

八 月

日本銀行法の一部改正に伴う本行定款の一部改正について

今般行政機構改革の一環として通貨発行審議会が廃止され、又経済安定本部は廃止の上、新設の経済審議庁(総理府外局)によりその機能の一部を継承されることとなつた。右に伴い、「経済安定本部設置法の廃止及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律」及び「大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律」に基き日本銀行法の一部が次の通り改正されることとなつたので、本行定款についても所要の改正を行い法律施行と同時に(八月一日)に実施することとなつた。

- (一) 日本銀行法第十三条の四中、政策委員会に、従来は経済安定本部を代表する者一人が入つていたのを、経済審議庁を代表する者一人に改めた。(定款第二十一条ノ四)
- (二) 同法第三十条第一項中、大蔵大臣は通貨発行審議会の議決に基き閣議を経て日本銀行券の発行限度を定めることになつていたが、通貨発行審議会の議決に基き旨の文言を削除した。(定款第四十条ノ二第一項)
- (三) 同法第三十一条第二項に、大蔵大臣が三十日を超える限度超過発行を認可するにあつては通貨発行審議会の議決に基きことを要する旨の条項があつたのを削除した。(定款第四十条ノ二第三項)

九月

- (四) 同法第三十一条ノ二中、十五日を超える限度超過発行の場合、本行が納めることを要する発行税の割合を大蔵大臣が定めるにあつては、通貨発行審議会の議を経て大蔵大臣が定める割合を下ることができないことになつていたのを、単に大蔵大臣が定める割合によることに改めた。(定款第四十条ノ三)
- (五) 同法第三十二条第六項に、大蔵大臣は本行の発行保証充当の種類別限度金額を定めるにあつては、通貨発行審議会の議決に基くことになつていたのを、大蔵大臣限りで定めることに改めた。(定款第四十一条第六項)
- (六) 同法第三十六条ノ二で、通貨発行審議会に関する規定は別に定めることになつていたのを削除した。

【昭和二十七年八月五日】

- 別口外国為替貸付及び外国為替貸付の金利変更等について
今般スターリング地域及び特別決済勘定地域よりの輸入を促進するとともに産業の合理化を図るため、八月二十日より別口外国為替貸付及び外国為替貸付の金利を次の通り変更することとなつた。
- (一) 米ドル地域よりの輸入に関する別口外国為替貸付
年四分(業者負担年五分以内)
- (二) スターリング地域又は特別決済勘定地域よりの輸入に関する別口外国為替貸付

- 年二分(業者負担年三分以内、但しパキスタン綿の輸入に関しては年二分五厘とする。)
- (三) (二)の金利を別口外国為替貸付の適用の承認を受けた輸入に伴う信用状開設保証金に関する外国為替貸付(英貨現金勘定)にも適用することとする。
なお右措置実施に伴う経過措置は次の通りである。
- (一) 別口外国為替貸付
八月十九日以前において既に別口外国為替貸付実行中のものについては、外国為替銀行から提出を受けた外貨約束手形の最初の書換又は差換の期日において変更後の金利を適用する。
- (二) 信用状開設保証金に関する外国為替貸付
本行が別口外国為替貸付の適用を承認し、昭和二十七年八月二十日以降貸付を実行したものにつき変更後の金利を適用することとする。

【昭和二十七年八月二十五日】

援助資金私企業貸付の日本開発銀行への移管について

- (一) 第十三回国会における日本開発銀行法の一部改正により援助資金の私企業貸付金債権はこれに附随する権利義務とともに日本開発銀行に承継されることとなり、この程その承継が次の通り実施されることに決定した。

電力業及びその他重要産業(但し農林水産業を除く)関係

九月十四日(八月三十日附政令第三九九号)

海運業及び中小企業関係 十月十九日(近く政令公布の予定)

- 私企業貸付金債権のうち農林水産業関係分については農林漁業金融公庫設立の問題とも関連して承継の範囲、その時期等の決定が一応見送られているが、国会の解散により公庫の設立も差当り望み薄となつたのでこれもすべて日本開発銀行に引継ぐ見込(目下大蔵省と鋭意交渉中)で準備を急いでいる。
- (二) 債権承継の方式としては、援助資金私企業貸付金債権等が日本開発銀行法及びこれに基く政令の規定により当然に日本開発銀行に移転し、これとともに当該債権及びこれに附随する権利(経過利息等)の承継時現在における帳簿価額相当額が援助資金から同行に貸付けられたものとして整理されることとなる。なお、この貸付金の利子に関する事項及び将来これを出資金に振替えることについてはすべて政令で定められることになつている。

因みに八月末現在の援助資金私企業貸付金残高は次の通りである。

電力業	六二四億円
海運業	五五八
その他重要産業	一〇六
(内農林水産業)	(八)
中小企業	三一
計	一、三一九

- (三) 右の通り債権承継については個々に債権譲渡等の措置を必要とするものではないが、事務引継のためには二、五〇〇件を超える貸付金債権のすべてについて承継時までに必要な管理事務を結了するとともに、日本開発銀行に引渡すべ

き権利証書の整理、関係資料の整備、帳簿の複写、引継目録の作成、抵当権の移転登記等複雑な事務を短時日の間に処理する必要があるので、特に担当者の少い支店等においては著しく繁忙を極めている模様である。

なお、既往の貸付金債権が承継されるに伴い、爾後の私企業貸付はすべて日本開発銀行の融資に委ねられ、本行を受託者とする援助資金直接投資の現行方式は廃止されることとなる。

【昭和二十七年九月五日】

十 月

市中貸出利率最高限度の引下げ等について

今般本行政策委員会においては、金利調整審議会の答申に基き臨時金利調整法による金融機関の貸出利率等の最高限度を次の通り変更し、十月六日から実施することに決定した。

(一) 貸出利率

現下の経済情勢に鑑み、企業の金利負担の軽減を図り、経営基礎の強化に資するため銀行の貸出利率の最高限度を次の通り夫々日歩一厘方引下げらる。

- (1) 日銀再割引適格貿易手形の割引 日歩一銭九厘
- (2) 日銀再割引適格商業手形の割引
 - (イ) 一件の金額が三百万円を超えるもの 日歩二銭一厘
 - (ロ) 一件の金額が三百万円以下のもの 日歩二銭二厘
- (3) 日銀スタンブ手形、貿易手形(日銀再割引適格手形を除く)、農業手形、漁業手形の割引並びに貸付
 - (イ) 一件の金額が三百万円を超えるもの 日歩二銭三厘
 - (ロ) 一件の金額が三百万円以下のもの 日歩二銭四厘
- (4) その他の手形の割引並びに貸付
 - (イ) 一件の金額が三百万円を超えるもの 日歩二銭四厘
 - (ロ) 一件の金額が三百万円以下のもの 日歩二銭五厘
- (5) 当座貸越 日歩二銭七厘

なお、農林中金の系統機関外に対する貸出利率の最高限度は、従来銀行と同様の扱いとなつていたが、同金庫經理の特殊事情に鑑み、差当り銀行の貸出利率の最高限度に日歩一厘を加えたものとする。

(二) 銀行の定期積金の利廻等

他種預金利率との均衡を勘案し且つ、貯蓄の増強に資するため

- (1) 銀行の定期積金の利廻の最高限度現行年三分を年四分に引上げる。
- (2) 銀行の定期預金の期限後替替継続迄の利率の最高限度現行日歩一銭を「継続預入後の定期預金利率の日歩換算率」と改める。

【昭和二十七年十月七日】

インドネシアよりの輸入物資に対する別口外国為替貸付の適用について

日本・インドネシア新通商協定の締結により本年七月乃至明年六月間における我国のインドネシアよりの輸入計画額は四〇百万弗となつてはいるが、一般にインドネシアよりの輸入物資は国際価格より四乃至五割程度割高である上に、蘭商の独占力が強く邦商の地盤薄弱のため買付が困難であること等のため、現状の儘では実際の輸入額は二〇百万弗程度に止まるものと予想され、両国間オープン勘定は著しく我国の輸出超過となる恐れがあり、強力な輸入促進策を講ずることが必要となつてはいるので、今回右輸入促進の一方策として業者の金利負担の軽減を図る趣旨を以て同地域よりの主要物資の輸入に対し次の通り別口外国為替貸付を適用することとなつた。

(一) 貸付対象及び期間

貸付対象は左に掲げるものゝ輸入に伴う輸入手形等決済資金又は送金資金とし、貸付期間は輸入手形等到着後又は送金後(送金が船積書類等到着後に行われる場合には船積書類到着後)夫々左に掲げる期間とする。

- 生ゴム及びラテックス 六ヶ月以内の必要最短期間
- 油脂原料(コブラ、カボック種、落花生、パーム油) 五ヶ月
- 錫 塊 六ヶ月
- 錫 サイト 六ヶ月
- ボーキサイト 六ヶ月
- 原油及び同製品 六ヶ月
- 木材 五ヶ月
- 金 利 六ヶ月
- 年二分(業者負担年三分以内)

(二) 実施期

本措置は昭和二十七年十月一日以降信用状を開設し又は送金を行うものから適用する。 【昭和二十七年十月十五日】

融資自主規制委員会の融資抑制方針について

融資自主規制委員会に於いては昨年七月発足と同時に不要不急資金の抑制に関する基準を設け、更に昨年十月長期設備資金の融資抑制の方針を決定して今日に至っているが、その間時日の経過に伴い内外の情勢も変化したので、今般これら二方針について再検討を加えた結果次の通り結論を得、十月二十日の全国銀行協会聯合会理事会において正式決定、同日各地銀行協会宛通知した。

(一) 不要不急資金の融資抑制

資本蓄積の尚不十分な現状に鑑み必要資金を確保するため、不要不急資金を抑制してゆくことは必要と考えられるので従来の方針を再確認する。

(二) 長期設備資金の融資抑制

緊急止むを得ないと認められる資金について例外を認める外は全面的に今迄設備資金の抑制の方針をとつて来たのであるがその後の内外情勢の変化により産業界に於ける全般的な設備拡張競争の気運も弱まると共に他方新に防衛関係の設備資金の問題が起りつゝあるので次の諸点につき考慮する。

(イ) 中小企業の設備資金

中小企業（この場合は資本金若しくは出資金が一千万円以下の法人又は個人とする）の金融円滑化に多少でも資するため、用途が不要不急と思われるもの以外のものは融資抑制の枠外とし（融資最高限度一千万円以下）、この際育成し得るものについては考慮すること。

(ロ) 緊急止むを得ないと認められる設備資金

電力、造船に対する必要資金の外、石炭、鉄鋼等の設備の近代化乃至合理化資金にして止むを得ないものについては取上げることとする。しかし、設備の新設及び拡張資金は原則として考慮しない。

(ハ) 防衛関係設備資金

防衛関係財政措置乃至は米軍発註の規模ともならみ合せ現在の段階としては既存の設備の補修乃至整備で間に合う程度の資金にとゞめる。

(ニ) 日本開発銀行並に日本輸出入銀行との協調融資

両銀行との協調融資のための資金については従来より融資を考慮して来た

総務部短信 昭和二十七年分

のであるがこれを依然必要と認める。 【昭和二十七年十月二十五日】

十一月

別口外国為替貸付適用品目の拡大について

重要物資輸入の円滑化を図り、併せて我国オーブン勘定収支尻の出超傾向を是正し協定貿易の拡大均衡を図るため、今般西独、フランス、スエーデンよりの加里塩の輸入並びにアルゼンチンよりの羊毛、皮革、ケブラチヨ・エキス（鞣剤）の輸入について別口外国為替貸付の適用が認められることになった。その概要は次の通りである。

(一) 貸付の対象

西独、フランス、スエーデンよりの硫酸加里及び塩化加里の輸入並びにアルゼンチンよりの羊毛（磅現金決済による輸入の場合を含む）、皮革、ケブラチヨ・エキスの輸入に伴う輸入手形決済資金又は送金資金とする。

(二) 貸付期間

輸入手形到着後又は送金後（送金が船積書類等到着後に行われる場合には船積書類等到着後）夫々左に掲げる期間とする。

硫酸加里	五ヶ月以内の必要最短期間
塩化加里	六ヶ月以内
羊毛	九ヶ月以内
皮革	八ヶ月以内
ケブラチヨ・エキス	六ヶ月以内

(三) 金利

年二分（業者負担年三分以内）

(四) 実施期

昭和二十七年十一月一日以降信用状を開設し又は送金を行う分につき適用す。 【昭和二十七年十一月二十六日】

十二月

日本長期信用銀行の発足

十二月一日長期信用銀行法の施行に伴い、予て設立準備中の日本長期信用銀行

は同日創立總會を開催、十二月五日より業務を開始し、又同日附を以て本行本店と同行本店との間に当座預金取引、当座勘定付替取引、手形貸付取引及び手形割引取引を開始した。

なお、政府においても同行に対し発足当初の繋ぎ運転資金として十二月十五日に指定預金一〇億円を預入する予定である。

同行の資本金、債券発行計画及び代理貸付等の概要は次の通りである。

(一) 資本金	一五億円(授權資本二、二五〇百万円)
優先株	見返資金引受 七五〇百万円
普通株	金融機関引受 三〇九 〰
	事業会社 〰 四三九・一五 〰
	個人 〰 一・八五 〰
計	七五〇 〰

(二) 債券発行

差当り毎月二〇億円(内一〇億円は資金運用部引受)を予定。

十二月分は利附一八億円、割引二億円を二十五日に発行、発行条件は何れも興業債券並となる見込。

(三) 地方銀行の代理貸

細目は決定されていないが、要項は概ね次の通りとなる模様である。

(イ) 五〇%還元代理貸付

債券応募額の五〇%相当額を総枠(枠に余裕があれば各行別には債券応募額の一〇〇%まで)として地方銀行に自主的に貸付を行わしめるもの、貸出期限三年以内、利率日歩三銭二厘

○甲方式 全額地銀保証、代理店手数料年三分

○乙方式 半額地銀保証、代理店手数料年一分五厘

(但し、中小企業信用保険の対象となる貸出に限る)

(ロ) 単純代理貸付

長期信用銀行が貸付先の審査等を直接行い、リスクを全額負担、地銀は単に窓口として管理回収の衝に当るに止まるもの、代理店手数料年一分。

(四) 店 舗

開業当初は本店のみとし、明年一月二十日前後に大阪及び札幌に支店を開設

する予定。

なお、日本興業銀行も十二月一日附を以て長期信用銀行に転換した。右に伴う業務自体の主なる変更は預金が取引先預金に限定されることになったこと及び期限六ヶ月以下の短期貸出は「預金及び預金に準ずるもの」の金額の限度内において行わなければならないこと等であるが、これらによる影響は極めて軽微の見込である。

日本銀行券の発行限度の改訂等について

日本銀行券発行限度は昨年末四、七〇〇億円に改訂せられて以来据置かれていたが、最近における銀行券発行高は、昨年水準に比べ約四一五〇〇億円を増加しているため、十月末前後の五日間発行限度を超過したほか、十一月二十八日以降は当月に入つても引続き限度超過のまま推移しており、このままでは明年にかけても限外発行は当分継続するものとみられるに至つた。

政府においては右の通貨情勢に対処するため、十二月五日日本行政策委員会に諮問した後九日の閣議において日本銀行券発行限度を五、一〇〇億円に改訂し、十二月十日から実施することに決定した。

なお、日本銀行券保証物件の保証充当限度も、最近本行手持国債の増加、一般貸付金の減少傾向が顕著となり、政府関係枠が窮屈となつたので、銀行券発行限度の改訂と同時に七、五〇〇億円(民間関係枠四、四〇〇億円)据置但し手形一、二〇〇億円引上げ、一般貸付金八〇〇億円減額、外貨債権四〇〇億円減額。政府関係枠三、一〇〇億円一、四〇〇億円引上げ(国債)に引上げられた。

【昭和二十七年十二月十五日】

明年度における農業手形制度の実施について

農業手形制度については本年度これを実施するに当り、麦の統制撤廃及び米の統制緩和に対処するため農家の借入方式を同一部落内借入農家五人以上の連帯借入に改め決済の確保を図ることとしたが、その実施状況は概ね円滑で、その決済も米の出廻りとともに順調に進捗している実情にある。明年度において米の統制がどうなるか予測困難であるが本制度自体は既に米の供出制度の廃止にも対処し得るよう改訂されており、その他改正を要する点も特に認められないので、現行制度を引続き明年度においても実施することとなつた。

なお、農業手形の市中貸出金利の最高限度についても現行通り左により指導す

ることゝなつた。

農業協同組合、小売業者
信用農業協同組合連合会、銀行
農林中央金庫

日歩二銭五厘
日歩二銭二厘
日歩二銭

【昭和二十七年十二月二十五日】

昭和二十八年分

一月

「農林漁業金融公庫法」の成立について

農林漁業資金融通特別会計の貸付金額増大に伴い、これを独立の政府金融機関の手に移し管理の万全を期する等の趣旨から政府においては予てより農林漁業金融公庫の設立を検討していたが、今般「農林漁業金融公庫法」が国会を通過したので愈々来る四月一日から同公庫が発足することゝなつた。

右法律の要項等は次の通りである。

(一) 目的

農林漁業金融公庫は農林漁業者に対し農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期且つ低利の資金で農林中金その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

(二) 資本金

農林漁業資金融通特別会計の廃止の際における資産の価額から負債の金額を差引いた額(概ね一五五億円)と開銀から承継する見返資金特別会計の農林水産業への貸付債権額との合計額とする。

(三) 業務

農業(畜産業及び養蚕業を含む)、林業、漁業、塩業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し左に掲げる資金を貸付けることを業務とし、当初予定されていた債務保証業務は行わないこととする。

(イ) 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金

(ロ) 造林に必要な資金

(ハ) 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金

総務部短信 昭和二十八年分

(ニ) 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金

(ホ) 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金

(ヘ) 製塩施設の改良、造成又は復旧に必要な資金

(ト) 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金

(チ) その他農林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の災害復旧に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

(四) 開銀及び農林中金からの貸付金債権の承継及び譲受

公庫は特別会計の権利義務を承継する外、開銀及び農林中金から左の貸付金債権を承継又は譲受ける。

(イ) 開銀からの承継

(1) 見返資金の農林水産業への貸付金債権 約六〇〇百万円

(2) 復金関係の 約一〇〇〇〇

(3) 開銀プロパーの 約 五〇〇

(ロ) 農林中金からの譲受

昭和二十三年農林中金において実施した農林漁業に対する復興融資による

貸付金債権(残高約一〇億円)融資総額約二〇億円)

(四) 借入金

公庫は主務大臣の認可を受けて政府(資金運用部又は見返資金)から資金の借入を行うことができる外、外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができず。

中小漁業融資保証法について

中小漁業者の漁業経営に必要な資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図る目的を以て中小漁業融資保証法が公布施行(十二月二十七日)されたが本法の内容は概ね次の通りである。

(一) 漁業協同組合等の中小漁業者及び地方公共団体を会員とし、原則として県単位に漁業信用基金協会を設立する。

(二) 漁業信用基金協会の行う債務保証の対象資金は次の通りである。

(イ) 会員である漁業協同組合がその組合員の中小漁業者に対しその漁業経営に

必要な資金を貸付けるために必要な資金

六二七